

限度時間を超える場合の36協定届の記載例 (特別条項)

(様式第9号の2 (第16条第1項関係))

- ◆ 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要ですが、様式第9号の2は、✓ 限度時間内の時間外労働についての届出書 (1枚目) と、✓ 限度時間を超える時間外労働についての届出書 (2枚目) の2枚の記載が必要です。
- ◆ 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

臨時的な特別の事情があれば、限度時間 (月45時間又は42時間・年360時間又は320時間) を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内の範囲に近づけるように努めてください。

時間外労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみを時間数、720時間以内に限る。)			
		限度時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 (任意)	限度時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 (任意)	限度時間を超える時間数 (任意)	
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合									
突発的な仕様変更	10人	6時間	6.5時間	4回	6.0時間	7.0時間	5.50時間	6.70時間	3.5%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	10人	6時間	6.5時間	3回	6.0時間	7.0時間	5.00時間	6.20時間	3.5%
機械トラブルへの対応	20人	6時間	6.5時間	3回	5.5時間	6.5時間	4.50時間	5.70時間	3.5%
業務の範囲を拡大し、明確に定めてください。 事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるものに限る、できる限り具体的に定めなければなりません。 「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。									

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。
この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れください。チェックボックスに入力がない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方で労働者の過半数の代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスには、チェックがない場合には、形式的要件に適合していません。

2枚目表面

協定の成立年月日	〇〇〇〇年 3月 12日
協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	山田花子
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)	投票による選挙
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>

労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる場合における手続	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>

様式9号の2の届出をする場合には、2枚目に労働者代表者名および選出方法、使用者代表者名の記入をしてください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方で労働者の過半数の代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスには、チェックがない場合には、形式的要件に適合していません。

使用者
 工場長 田中太郎

(健康確保措置) 〇 〇 労働基準監督局長

- ① 医師による面接指導 ② 深夜業 (22時〜5時) の回数制限 ③ 終業から始業までの休憩時間の確保 (勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休暇の付与 ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産医連携による助言・指導や保健指導 ⑩ その他